

電気通信大学職員の休暇承認専決要項

平成16年 4月 1日
改正
平成19年 4月 1日
平成20年 3月25日
平成22年 4月20日
平成22年 7月21日
平成23年 4月26日
平成23年 7月20日
平成25年 3月22日
平成25年11月13日
平成28年 3月23日
平成28年12月27日
平成29年 1月26日
平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、職員が学長に申請した休暇の承認に関する専決について、必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第2条 休暇の承認は別表の専決者欄に掲げる者が専決することができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(雑則)

第3条 この要項に定めるもののほか、休暇承認の専決に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月13日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 情報理工学部及び大学院情報システム学研究科に配置される職員の休暇の専決については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

		年次休暇、病気休暇、特別休暇（夏季休暇を除く。）		特別休暇のうち夏季休暇
		30日を超える場合	30日を超えない場合	
請 求 者		専 決 者		
事務職員	部長、課長、 参事役	事務局長		事務局長
	上記以外の者	事務局長	課長	課長
教育研究技師	統括学術技師	教育研究技師部長		教育研究技師部長
	上記以外の者	教育研究技師 部長	統括学術技師 部長	統括学術技師
教育研究職員等	情報理工学 域大学院情 報理工学研 究科	学域長又は研究科長		学域長又は研究科長
	類長、課程長、 共通教育部長、 連携教育部長及 び専攻長	学域長	類長、課程長、 共通教育部 長、連携教育 部長又は専攻 長	類長、課程長、共通教育 部長、連携教育部長又は 専攻長
	上記以外の者			
上記以外の 教育研究組 織等	組織等の長	学長が指名する理事		学長が指名する理事
	上記以外の者	組織等の長		組織等の長
非常勤職員		課長、類長、課程長、共通教育部長、連携教育部長、 専攻長、センター等の長又は教育研究技師部長（病気 休暇を除く。無給休暇の申請を含む。）		